

# 国立大学法人滋賀医科大学受託研究取扱規程

平成16年4月1日制定  
令和3年3月22日改正

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）において外部からの委託を受けて行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するもの（以下「受託研究」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 受託研究は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り、これを行う。

(受入れの条件)

**第2条** 受託研究の受入れに当たっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することができないこと。
- (2) 受託研究の結果生じた工業所有権等（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらの権利を受ける権利をいう。）の権利は、これを委託者に無償で使用させ、又は譲与することができないこと。
- (3) 受託研究に要する経費（以下「研究経費」という。）で取得した設備等は、委託者に返還しないこと。
- (4) やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本学は、その責を負わず、又、原則として研究経費を委託者に返還しないこと。ただし、特に必要があると認める場合には、不用となった経費の額の範囲内において、その全部又は一部を返還することがあること。
- (5) 委託者は、原則として研究経費を当該研究の開始前に納付すること。

2 前項第3号及び第5号の条件は、委託者が国の機関若しくは公社、公庫、公団等の政府関係機関又は地方公共団体であるときは、これを付さないことができる。

(受託研究経費)

**第3条** 受託研究を受け入れるに当たって、委託者が負担する額は、謝金、旅費、設備費等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）及び当該研究遂行に関連し、直接経費以外に必要となる経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）の合算額とし、間接経費は直接経費の30%に相当する額を標準とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、直接経費のみとすることができる。

- (1) 委託者が国（国以外の団体等で国からの補助金を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下同じ。）である場合
- (2) 委託者が国以外の場合であって、次のいずれかに該当する場合
  - ア 当該研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益性の増進に著しく寄与す

るものと期待されるもの

イ 本学の教育研究上極めて有意義であると認められるもの  
(受託研究の申込み)

**第4条** 受託研究の申込みをしようとする者(以下「委託者」という。)は、所定の委託研究依頼書を学長に提出するものとする。

2 学長は、委託研究依頼書の提出があったときは、速やかに当該研究担当者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた研究担当者は、当該受託研究の実施に関し、所属する講座等の教授(ただし、教授を欠く講座等にあつては、准教授又は講師)(以下「講座等責任者」という。)と協議の上、支障がないと認められるときは、所定の受託研究計画書を学長に提出するものとする。

4 申請案件が公募型の研究である場合は、前項にかかわらず採択通知書等の写しをもって申込みにかえることができるものとする。

(受入れの決定)

**第5条** 受託研究の受入れは、知的財産委員会専門部会の議を経て、学長がこれを決定する。

(契約の締結)

第5条の2 学長は、受託研究の受入れを決定したときは委託者に通知するとともに、速やかに委託者との受託研究の契約を締結するものとし、併せて研究担当者にこのことを通知するものとする。

(中止等の報告)

**第6条** 研究担当者は、第2条第1項第4号の事由により当該研究を中止し、又は期間を延長する必要があるときは、直ちに学長及び講座等責任者に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告事項がやむを得ないと認めるときは、当該研究の中止又はその期間の延長について決定するものとする。

3 学長は、受託研究の中止又はその期間の延長を決定したときは、その旨を研究担当者に通知するものとする。

(研究完了の報告)

**第7条** 研究担当者は、当該研究が完了したときは、速やかに所定の受託研究完了報告書により、学長、講座等責任者に報告しなければならない。

2 受託研究の結果についての委託者への報告は、当該研究担当者が行うものとする。

3 研究担当者は、当該研究の結果を公表することができる。

(雑則)

**第8条** この規程に定めるもののほか、受託研究の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。